

平成 29 年 9 月 20 日

胎 内 市 財 政 課

工事实績情報システム（コリンズ）への登録について

当市が発注する建設工事における工事实績情報システム（コリンズ）への登録については、胎内市建設工事執行規程第 45 条の規定により、新潟県土木工事標準仕様書及び新潟県農業土木工事標準仕様書を準用することとなっておりますので、適切な対応をお願いします。